



重要事項説明書



【別表】 障害児通所支援給付費単位表

【児童発達支援（就学前）単位表】

基本報酬区分

◆個別支援計画の計画に時間よる 1 回の利用ごとの単位数

事業所依頼により利用時間が短縮された場合は実利用時間で算定

	医療的ケア 区分3	医療的ケア 区分2	医療的ケア 区分1	医療的ケア 区分1～3以外
30分以上 1時間30分以下	2933	1917	1579	901
1時間30分超 3時間以下	2959	1943	1605	928
3時間超 5時間以下	3012	1996	1658	980

延長支援加算

◆基本報酬における最長の時間区分に対応した時間に加えて、預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に1回の利用時間に依りて加算

	医療的ケア 区分1～3	医療的ケア区分 1～3以外
1時間以上 2時間未満	192	92
2時間以上	256	123
30分以上 1時間未満※	128	61

※30分以上 1時間未満は利用者の都合により延長時間が短縮された場合のみ加算可能

個別サポート加算

◆利用者の場合によって、1回の利用ごと加算されるもの

個別サポート加算(I)	120	重症心身障害児、著しくケアニーズが高い児童に対し支援した場合に算定
-------------	-----	-----------------------------------

## 【放課後等デイサービス（就学後）単位表】

### 基本報酬区分

◆個別支援計画の計画に時間よる 1 回の利用ごとの単位数

事業所依頼により利用時間が短縮された場合は実利用時間で算定

	医療的ケア 区分3	医療的ケア 区分2	医療的ケア 区分1	医療的ケア 区分1～3以外
30分以上 1時間30分以下	2591	1583	1247	574
1時間30分超 3時間以下	2627	1618	1282	609
3時間超 5時間以下 (学校休業日のみ算定可能)	2683	1674	1339	666

### 延長支援加算

◆基本報酬における最長の時間区分に対応した時間に加えて、預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に1回の利用時間に応じて加算

	医療的ケア 区分1～3	医療的ケア区分1 ～3以外
1時間以上 2時間未満	192	92
2時間以上	256	123
30分以上 1時間未満※	128	61

※30分以上 1時間未満は利用者の都合により延長時間が短縮された場合のみ加算可能

### 個別サポート加算

◆利用者の場合によって、1回の利用ごと加算されるもの

個別サポート加算(I)	90	ケアニーズが高い児童に対し支援した場合に算定
個別サポート加算(I)	120	ケアニーズが高い児童に対し 強度行動障害者支援者養成研修修了者を配置して支援した場合に算定
個別サポート加算(I)重度	120	著しく重度の児童に対して支援をした場合に算定

## 【共通】

### ◆福祉・介護職員処遇改善加算（令和6年6月～）

処遇改善加算Ⅲ （児童発達支援）	加算率 11.8%	キャリアパス要件（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）および月額賃金改善要件、職場環境等要件の全てを満たす場合、基本サービスと加算を加えた単位数に11.8%を乗じた分の単位数を追加
処遇改善加算Ⅲ （放課後等デイサービス）	加算率 12.1%	キャリアパス要件（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）および月額賃金改善要件、職場環境等要件の全てを満たす場合、基本サービスと加算を加えた単位数に12.1%を乗じた分の単位数を追加

### ◆1回の利用ごと

児童指導員等加配加算 （常勤専従・5年以上）	187	利用者の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るため、基準の人員に加えて常勤専従かつ5年以上児童福祉事業に従事した人員を配置することにより加算
専門的支援体制加算	123	専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置することにより加算
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6	良質な人材の確保とサービス向上の観点から、事業所による福祉の専門職員や常勤職員等の配置により加算

### ◆利用者の場合によって、加算されるもの

専門的支援実施加算	150	理学療法士等により個別・集中的な支援を専門的に行った場合に加算（月の利用日数に応じて算定回数に上限あり）
欠席時対応加算 （月4回まで）	94	利用者が急病等により利用の2営業日以内に利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算
利用者負担上限管理加算 （月1回まで）	150	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限額を超えて事業者が利用者負担額を調整しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算
※家族支援加算（Ⅰ）（個別） （月4回まで）	300～ 80	利用児童の家族（きょうだいを含む）に個別に相談援助等を実施した場合に加算 ○居宅訪問 1時間以上 300単位/日 ○居宅訪問 1時間未満 200単位/日 ○事業所で対面 100単位/日 ○オンライン 80単位/日
※家族支援加算（Ⅰ）（グループ） （月4回まで）	100 または 80	利用児童の家族（きょうだいを含む）にグループでの相談援助等を実施した場合に加算 ○事業所で対面 100単位/日 ○オンライン 80単位/日
※関係機関連携加算（Ⅰ） （月1回まで）	250	利用者が通う他の施設・事業所等やご家族と共に、個別支援計画に関わる会議を当事業所が開催し、連携して個別支援計画を作成した場合に加算

※関係機関連携加算（Ⅱ） （月1回まで）	200	利用者が通う他の施設・事業所等との会議による情報連携や連絡調整、相談援助を行った場合に加算
※関係機関連携加算（Ⅲ） （月1回まで）	150	児童相談所、医療機関との会議による情報連携や連絡調整、相談援助を行った場合に加算
※関係機関連携加算（Ⅳ） （1回のみ）	200	利用者が就学する際の小学校・特別支援学校等や、就職先の企業等と連絡調整や相談援助を行った場合に加算
※事業所間連携加算（Ⅰ） （月1回まで）	500	セルフプランで複数事業所を併用する利用者について、コーディネートの中核となる事業所として市町村から依頼を受けた際に、家族への助言援助や自治体との連携等を実施、中核となる事業所が市町村へ連携内容などを報告した場合に加算
※事業所間連携加算（Ⅱ）	150	（Ⅰ）の中核となる事業所の開催する会議に参加する等、事業所間の連携を行い、支援に反映させた場合に加算
子育てサポート加算 （月4回まで）	80	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性やそれを踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合に加算
※保育・教育等移行支援加算 （1回のみ）	500	利用者が事業所を退所し、地域の保育園・幼稚園や学童クラブ等に移行した際に、移行先での様子を居宅等に訪問し相談支援をした場合に加算

- ・※は、個別支援計画に相談援助の計画を記載し、保護者から同意を得た上で加算されます。
- ・すべての加算は、制度・体制の変更により、加算または減算される場合があります。

神戸市では1単位が10.72円ですので、単位数の合計×10.72の1割が自己負担額となります。（他に通っている施設と合わせて、世帯所得により上限額があります）

#### 《通所給付費対象外のサービスの費用負担》

サービスの内容とかかる費用については、事前にご説明し了承を得てからご提供します。

- ・ご契約時 連絡ノート代 500円
- ・給食費 昼食 400円/食  
おやつ 100円/回  
ミルク 200円/日
- ・ご使用に合わせて おむつ協力費 110円/日  
浣腸 100円/回  
オリーブ管 1,600円/個

実費は都度園内掲示にてお知らせいたします。

諸費用は変更になることがあります。

